

令和4年度第1回総合教育会議

開催日時	令和4年5月13日(金) 午後4時30分 開会 午後5時18分 閉会
場所	旭川市役所 総合庁舎 2階 秘書課第2応接室
出席者	構成員 市長 今津 寛介, 教育委員会教育長 黒蕨 真一 教育委員 本田 哲嗣, 教育委員 滝山 義之 教育委員 近藤 美保, 教育委員 山崎 與吉
	事務局 総合政策部長 熊谷 好規 総合政策部政策調整課長 北嶋 一雅
	教育委員会事務局職員 学校教育部長 品田 幸利 学校教育部次長 石原 伸広 学校教育部次長 辻並 浩樹 学校教育部次長 眞田 眞
	市長部局職員 子育て支援部長 浅田 斗志夫 子育て支援部次長 岩崎 功 子育て支援部主幹 鎌田 博文
傍聴者	16人
公開・非公開の別	公開
会議次第	1 報告事項 (1) いじめの重大事態に係る調査の状況について 2 協議事項 (1) いじめ対策専門部署の設置について (2) 「(仮称) いじめ防止条例」の制定と令和4年度におけるいじめ対策の強化について (3) その他

内 容	
発 言 者	発 言 要 旨
総合政策部長	<p style="text-align: center;">《 開 会 》</p> <p>それでは、定刻になりましたので、これより令和4年度第1回旭川市総合教育会議を始めさせていただきます。</p> <p>はじめに、本日お配りしている資料について確認いたします。まず、次第が1枚、その後ろに資料1「いじめ対策専門部署の設置検討の概要」、資料2「(仮称) いじめ防止条例」の制定、資料3「令和4年度におけるいじめ対策の強化」をお配りしております。また、参考資料として、昨年12月に視察を行いました寝屋川市及び岐阜市のいじめ対策に係る資料をお配りしております。不足等はないでしょうか。</p>

市

長

それでは、開会に先立ちまして、市長から一言御挨拶をいただきたいと思
います。

皆様こんにちは。教育委員の皆様には、先日の「20歳を祝う集い」に
引き続き、総合教育会議に御参加いただきまして、お忙しいところ本当に
ありがとうございます。さらには、各関係部局の皆様にもお集まりいただき
まして、感謝申し上げたいと思います。

御案内のとおり、本市の、このいじめの重大事態に関わる件については、
非常に全国的に注目を集めているところでもあります。前回昨年10月8日
に開催した総合教育会議などを通じて、御遺族の気持ちに寄り添った迅速
な調査と、一刻も早い真相解明を訴えてきたところでございます。昨年1
0月中に中間報告、年内に最終報告、遅くとも年度内に最終報告を行って
ほしいと申し上げてきたところですが、残念ながら、今は、中間報告のみ
行われている状況にあり、御遺族の皆様の御心情を思うときに、本当に居
たたまれない気持ちになるのは私だけではないと思っております。

また、去る4月15日に、いじめとされる6項目の調査結果が発表され
ました。以前から、私自身もいじめであるという認識を示しておりました
ので、一定の評価はいたしますが、大津市あるいは岐阜市の事例を見ても、
大体半年で最終報告が行われているところから見ると、やはり旭川市の現
在の進捗は遅いと言わざるを得ない状況にあると思えます。今後は、更なる
スピードアップと御遺族に寄り添った対応を引き続き求めてまいりたい
と思えます。同時に、このような悲しい事態を二度と起こさない体制を創
り上げていくことも、私どもに課せられた使命であると思っております。

私は、「旭川モデル」を目指すと発言させていただいておりますが、旭
川モデルというのは、市長部局と教育委員会がしっかりと連携をして対応
をしていくことにより、いじめ対策に悩んでいる全ての自治体を取り入れ
ることのできる、模範となる制度を目指すということでもあります。市長就
任以降、この問題の解決あるいは再発防止に取り組む中で、旭川市が課題
を解決する上で、例えばどういったところを参考にすればいいのか、目指
していけばいいのか、私自身も非常に悩んだ部分があり、担当部局の方々
と相談をして、寝屋川市、大津市、岐阜市の視察に行つてまいりました。
いじめ対策に悩んでいる多くの自治体が旭川市のモデルを取り入れていく
ことができれば、いじめが撲滅できるんだと取り組んでいただけるような
制度を構築していくことが、この悲しい事態を起こしてしまった旭川市の
一つの責任の取り方でもあると思っております。

本日は、今、申し上げました寝屋川市などの視察の事例も紹介しながら、
教育委員会における「(仮称)いじめ防止条例」の制定や、市長部局にお
ける「いじめ対策専門部署」の設置について、現在、既に両部局において
検討が進められておりますので、その進捗現状を御説明させていただき、
皆様から忌憚のない御意見を頂戴したいと思っております。それぞれの検
討状況や今後の方向性を確認し、共通理解を図ることで、いじめのない旭
川市の構築の第一歩としたいと考えておりますので、よろしくお願い申し
上げます。

また、今後は複数回、会議を行っていきたいと思っておりますので、ど
うぞよろしくお願い申し上げます。冒頭の御挨拶とさせていただきます。

総合政策部長

それでは、旭川市総合教育会議運営要綱第3条に基づき、ここから先は
市長に進行をお願いします。

市

長

報告事項(1)いじめの重大事態に係る調査の状況について、報告をよ
ろしくお願いします。

学校教育部長

学校教育部の品田でございます。よろしくお願いいたします。私から、
この件につきまして報告させていただきます。

いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態に係り、旭川
市いじめ防止等対策委員会に諮問している事項の1つである「いじめの事

実関係の調査と検証」につきましては、3月27日に、対策委員会から御遺族側に説明が行われた後、4月14日に、対策委員会委員長から教育長に対しまして、一部答申がございました。

また、翌日の4月15日に、その概要について記者発表を行い、対策委員会委員長から、いじめとして取り上げる事実6項目の説明を行ったところでございます。なお、この中間報告に対して、御遺族側から、所見書の提出が検討されていると伺っておりますが、現段階におきましては、提出は受けていないところでございます。今後、旭川市いじめ防止等対策委員会におきましては、他の諮問事項に係る調査等が行われ、最終報告に向けた作業が進められることとなります。対策委員会からは、最終報告の見込みについて、8月末と示されたところでありますが、教育委員会といたしましては、1日も早く最終報告がなされるよう、引き続き、調査等の支援に努めてまいりたいと考えているところでございます。

市長 ただいまの報告について、御意見、御質問等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、協議事項に移りたいと思います。

子育て支援部長 まず、(1)いじめ対策専門部署の設置について、説明をお願いいたします。

子育て支援部の浅田です。

いじめ対策専門部署の設置についてでございます。今津市長の選挙公約でもありますいじめの徹底した再発防止については、本市が特に重点的に取り組む喫緊の課題でございます。先ほどの今津市長の挨拶の中でもありましたが、昨年12月に、今津市長が学校教育部や子育て支援部の職員とともに、いじめ対策で先進的に取り組んでいる大津市、岐阜市、寝屋川市の視察を行うなど、この間、調査検討を進めてまいりました。

その後、本市といたしましても、別紙の資料にもございますが、寝屋川市のいじめ対策を参考に、市長部局にいじめ対策の専門部署を設置し、学校や教育委員会のほか、関係機関、地域住民などと連携し、事案に早急に対処することが、いじめから子どもの命と尊厳を守り、安心して学校生活を送るためには必要であるとの考えに至り、この専門部署を来年4月に設置すべく、先月の25日に「旭川市いじめ対策に関する庁内検討会議」を立ち上げ、具体的な検討を始めているところでございます。

子育て支援部主幹 この検討の概要につきましては、資料に基づきまして、実務担当であります子育て支援部主幹の鎌田から御説明申し上げます。

子育て支援部主幹の鎌田と申します。よろしく願いいたします。それでは、配付資料に基づきまして、御説明差し上げたいと思います。資料1「いじめ専門部署の設置検討の概要」を御覧ください。

まず、いじめ対策専門部署の設置検討に当たりましては、専門部署が担う業務や組織体制、人員等を検討する上で、「(仮称)いじめ防止条例」の制定や、地域住民等との連携についても関わりがありますことから、旭川市いじめ対策に関する庁内検討会議を設置いたしまして、検討を行うこととしたものでございます。

最初に庁内検討会議の設置目的についてであります。本市におけるいじめの防止に関する組織体制の構築と再発防止対策の検討を行うために設置するものでございます。

次に庁内検討会議の所掌事務についてでございますが、1点目、いじめ対策に関する全体像の整理に関すること。2点目、いじめ対策に係る組織体制の検討に関すること。3点目、いじめ対策に係る取組の検討に関すること。4点目、いじめ対策に係る関係機関及び地域住民との連携に関すること。5点目、その他いじめ対策に必要と認められる事項に関することの5項目でございます。

次にこの庁内検討会議の関係部局でございますが、庁内検討会議の事務局を担う子育て支援部のほか、総合政策部、総務部、防災安全部、市民生

活部，福祉保険部，学校教育部，社会教育部の8部局で構成してありまして，関係機関や地域住民との連携を含め，庁内横断的に検討を進めることとなっております。

次に部会の設置についてであります，具体的な検討に当たりましては，各部会において検討することとしてありまして，条例検討部会におきましては，「(仮称)いじめ防止条例」の検討を行うこととしてあります。また，いじめの防止に関する組織体制と再発防止対策のうち，条例に規定する必要があるものについての検討を行い，条例に反映してまいりたいと考えてあります。組織体制検討部会におきましては，いじめ対策専門部署の設置に係る組織体制や人員等の検討を行うこととしてあります。3つ目の，地域連携検討部会におきましては，いじめの再発防止対策に向けた関係機関や地域活動団体等との連携の在り方の検討を行うこととしてあります。

また，これらの事項の検討に当たりましては，地域社会全体でいじめ防止対策を推進するため，検討段階から児童生徒や保護者，学校，関係機関等との意見交換を行うなど，本市の現状と課題を踏まえるとともに，実情に即した対策の検討を進めてまいりたいと考えてあります。

最後に作業スケジュールについてであります，組織体制の検討につきましては，有識者の方からも意見を頂きながら，7月頃を目途にたたき台を整理し，その後，組織体制案の作成，庁内調整などを経て，組織体制を決定し，令和5年4月からいじめ対策専門部署の業務を開始したいと考えてあります。

市長 長 ただいま，いじめ対策専門部署の設置について，説明をいただきました。委員の皆様から御意見などがあれば，どうぞお願いしたいと思います。

山崎委員 今，提案がありました，いじめ対策専門部署の設置が，本市の児童生徒の健やかな成長を目指し，安心して心豊かに生活できる環境につながることはもとより，専門的な立場の方々に関わりによって，組織体制の強化に基づいた迅速な問題解決につながることに期待しているところでございます。

山崎委員 加えて，いじめに関わらず，生徒指導の基本である未然防止，予知予測，そして事案対応，再発防止に資する専門部署であってほしいという願いを持ったところでございます。

山崎委員 いじめ対策専門部署の設置に関して，管理職だけではなく，学校の現場の一人一人の教職員がその趣旨等を認識していただきたい。なおかつ，保護者の理解を十分得て，市長部局と教育委員会がしっかり密に連絡を取っていただきたいと思います。

山崎委員 参考資料として，岐阜市におけるいじめ対策監の資料を頂いて，なるほどなという感想を持ったところです。これを設置することによって，いじめへの対応や対策が，早くなりそうだな，あるいは，着実に取り組めそうだなという感想を持ったのですが，課題がないわけではなく，各学校にいじめ対策監を置くということは，裏付けが必要になると思います。それは予算的なもの人的なものという課題があるので，それをクリアしていただければ，私はこの方式を採用することは，大いに賛同したいと思っています。是非，裏付けを持っていただいて，いじめ対策監が設置されることを願います。

市長 長 ただいま，貴重な御意見をいただきましたけど，これを踏まえて，何か，子育て支援部からもございませぬか。

子育て支援部長 迅速にというお話しがありましたが，早期発見，そして未然防止というところが1番大事です。万が一，その後に大きな問題となりましたら，それにも速やかに対応する体制をしっかりと築いていきたいと考えてあります。

市長 山崎委員からは，管理職だけではなく，いろいろと幅を広げ，しっかり一人一人の教職員の皆様に認識してもらいたいという御意見があり，さら

には、本田職務代理者から、予算の裏付けということも御意見いただきましたので、それも踏まえて、引き続き、検討を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

2つ目の協議事項に移ってまいりたいと思います。(2)「(仮称)いじめ防止条例」の制定と令和4年度におけるいじめ対策の強化について、説明をお願いいたします。

学校教育部長

「(仮称)いじめ防止条例」の制定につきましては、昨年度は、教育委員会におきまして、旭川市いじめ防止基本方針に基づく、いじめ防止等の取組の成果や課題の検証とともに、年末の先進地への視察等を通じまして、調査研究を進めてきたところでございます。令和5年度からの施行に向けまして、今後、具体的な取組を進めていく予定であり、その内容やスケジュール等については、学校教育部辻並次長から説明をさせていただきます。

また、令和4年度に、教育委員会が実施いたします、いじめ対策の強化に向けた主な取組につきましては、この4月に、道教委からいじめ対策担当として迎えました学校教育部眞田次長から説明をさせていただきます。

辻並学校教育部次長

学校教育部の辻並でございます。私からは、「(仮称)いじめ防止条例」の制定について、説明させていただきます。お手元の資料2を御覧いただきたいと思っております。

「(仮称)いじめ防止条例」は、本市における今後のいじめ防止等の基本理念を示し、また、いじめ防止に係る各種施策等の根拠となるものでありまして、地域社会全体で児童生徒をいじめから守り育てる条例となるよう、制定に向けた取組を進めてまいります。

条例の内容等の詳細につきましては、4月に設置されました、「旭川市いじめ対策に関する庁内検討会議」の「条例検討部会」において協議され、決定されるものですが、現段階において、担当課として検討している「条例の基本的な考え方」や「条例の構成」、「条例制定に向けた体制・スケジュール」等について、御説明を申し上げます。

条例の基本的な考え方につきましては、資料の左上に記載した4点でございます。本市ならではの特色といたしましては、3点目に記載させていただいておりますが、本市では、児童会や生徒会によるいじめ撲滅集会など、いじめ防止に向けた児童生徒の主体的な取組をこれまで推進してまいりましたので、そのことを踏まえまして、各中学校の生徒の代表が一堂に会する「生活・学習Actサミット」において、条例の内容等について協議を行ったり、小学校高学年、中学校全学年において、いじめ防止条例に関する授業を行うなど、児童生徒が条例づくりに参画し、いじめ防止に向けた主体者としての意識を高める取組を実施してまいりたいと考えております。

条例の構成につきましては、現時点では、「1 総則」から「5 重大事態への対処」までの5つの内容構成とすることを想定しております。制定に向けた体制・スケジュールにつきましては、市全体の取組としましては、庁内検討会議の条例検討部会での協議をはじめ、組織体制検討部会と地域連携検討部会での協議や有識者からの意見聴取の内容等を反映させてまいりたいと考えております。また、総合教育会議において、7月と10月を目途に、骨子案や素案の内容、条例制定の進捗状況等について、市長にも御説明、御報告をさせていただきます。

市教委の取組としましては、教育委員会会議での協議・報告のほか、学識経験者、弁護士等の10名で構成する懇話会の開催とともに、その他市民参加といたしまして、いじめ防止等連絡協議会における協議や、「生活・学習Actサミット」での子どもたちによる協議、旭川市PTA連合会を通じた保護者への説明、パブリックコメントの実施等によりまして、広く市民の皆様から御意見をいただき、条例の内容等に反映させてまいります。

本年12月の議会の審議を経て、条例を制定し、その後、条例の説明や周知、関連予算に係る議会審議等も行い、令和5年4月からの施行を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

この後、眞田次長から、今年度に教育委員会が実施するいじめ対策の強化に向けた取組について、説明をさせていただきますが、その前に、先ほど本田委員からも言及がございましたが、次年度以降の対策強化を検討する上で、参考にしたいと考えております岐阜市の取組について、説明をさせていただきます。

お手元の参考資料「岐阜市における「いじめ対策監」を中心としたいじめ発生時の対応」を御覧ください。岐阜市では、市立小中・高等学校の全学校に、いじめ対応を専門に行う「いじめ対策監」を1人ずつ配置しております。各学校の校長が、ミドルリーダーとして指導力を発揮できる教員を「いじめ対策監」として指名いたしまして、市や教育委員会がいじめ対策監の授業を補填するための常勤の講師の任用や、いじめ対策監を対象とした研修を実施しております。

教職員がいじめの疑いがある情報を入手した場合は、いじめ対策監に報告し、いじめ対策監が、校長の指示のもと、学級担任等を構成員とする「いじめ防止等対策推進会議」を組織いたしまして、この組織において、対応策の決定及び指示、情報収集、事実確認等が行われます。

同じ学級に所属する子どもや、周辺にいた子どもからの情報収集をもとに、被害・加害の子どもへの事実確認が行われまして、それぞれの子どもたちに確認した内容がおおむね一致した段階で、事案発生から24時間以内に、いじめ対策監が、市教委に、いじめ事案の報告を行います。それを受理した市教委は、必要に応じて、いじめ対策監への指導助言を行います。

いじめ対策監は、市教委への報告と同時に、警察等の外部機関や、スクールカウンセラーの協力のもと、子ども・保護者への支援等を行い、その後、全職員で、被害・加害の子どもや保護者に対する継続的・組織的支援に努めています。

岐阜市を視察した際には、小学校を訪問させていただきまして、いじめ対策監をされている先生や、校長先生、教頭先生とも懇談等をさせていただきました。いじめ対策監は、いじめが発生した際の対応だけではなく、子どものいじめを許さない心を育むための様々な啓発活動や、いじめアンケート調査の実施と結果の分析、校内の教員のための研修の企画など、いじめの未然防止や早期発見等においても重要な役割を果たしていることを、視察を通して学ぶことができました。

今後、本市におきましても、岐阜市の取組を参考にするなど、学校におけるいじめ問題の組織的対応が一層充実するよう、いじめ対策の強化に向けた取組を検討してまいりたいと考えております。

眞田学校教育部長

学校教育部の眞田でございます。私からは、今年度、教育委員会が実施するいじめ対策の主な内容、8点について説明させていただきたいと思っております。資料3を御覧いただきたいと思います。

まず1点目の「(仮称)いじめ防止条例」の制定につきましては、先ほど学校教育部辻並次長から説明させていただいたとおりでございます。2点目、「旭川市いじめ防止基本方針」の改定についてでございます。市の基本方針は、いじめ防止対策推進法第12条の規定に基づき、平成31年2月に策定をいたしましたが、いじめの重大事態を踏まえ、対策を更に強化するため、今年3月末に改定し、既に各学校に通知したところでございます。各学校では、市の基本方針を踏まえ、学校ごとのいじめ防止基本方針を策定することとなっており、今月中には、策定を終え、保護者にも公表される予定でございます。市の基本方針改定の具体的な内容といたしましては、性に関わる事案や複数の学校にまたがる事案への対応、民間の相談機関等との連携、学校いじめ対策組織の構成や運用など、市教委が把握

している各学校の状況や、市議会での議論をはじめ、旭川市いじめ防止等連絡協議会における意見など、現時点で明らかになった課題等を踏まえ、変更や追加等を行っているところでございます。なお、本基本方針は、令和5年度からの施行を目指す「(仮称)いじめ防止条例」や、市長部局に設置されるいじめ対策専門部署など、市長部局と市教委の連携による「旭川モデル」を踏まえ、令和5年度内を目途として、再度改定を行う予定でございます。3点目は、学校における早期発見の機会の充実でございます。これまで、全市的な取組として、北海道教育委員会による児童生徒を対象としたいじめアンケート調査を6月と10月の年2回実施しておりましたが、これらに加え、新たに市教委独自の調査を2月に実施することとし、いじめの早期発見の機会の一層の充実を図ってまいります。4点目は、教職員を対象とした研修の充実でございます。学校における組織的ないじめ対応や、法の定義に基づく正確かつ積極的な認知等が徹底されるよう、各学校での教員研修の充実を図るとともに、管理職や生徒指導担当者を対象とした市教委主催の研修を新たに開催いたします。また、初任者研修等、教員のキャリアステージに応じた法定研修におきまして、いじめ問題を重点的に取り扱うほか、市教委のいじめ対策担当が、全小・中学校を訪問し、指導助言を行うなど、いじめの未然防止等に係る教職員の指導力及び学校の対応力の向上を図ってまいりたいと思います。5点目は、法律・心理の専門家による相談体制の整備・充実でございます。市長におかれましては、予算面での御配慮をいただき、今年度、スクールカウンセラーの配置時間の拡充が可能となりました。各学校において、スクールカウンセラーを有効に活用し、児童生徒や保護者への心理面での相談支援を強化いたします。また、新たに、北海道教育委員会が実施する学校における法務相談支援事業を活用し、弁護士による学校への法的側面の支援を行うなど、相談体制の整備・充実を図ってまいりたいと思います。6点目は、各種関係機関との連携の強化でございます。本年1月から新たに、子ども総合相談センターと市教委の担当者が、毎月定期的にいじめなど、小・中学校の児童生徒に関わる相談対応について、情報共有を行っているところでございます。今後も引き続き、子ども総合相談センターをはじめ、各種関係機関等との情報共有により把握したいじめ等について、解消や解決がなされるまで、市教委から学校への指導助言を継続して行うなど、各種相談機関との連携の一層の強化に努めてまいりたいと思います。7点目は、児童生徒への「生命(いのち)の安全教育」等の実施です。文部科学省と内閣府が推進する、自分や相手一人一人を尊重する態度を育むことなどを目的とした「生命(いのち)の安全教育」の授業を、昨年度、全ての小・中学校において実施いたしました。今年度はこれに加えて、新たに市教委がいじめや人権に関わる学習教材を作成し、この教材を活用した授業を、全ての中学校において実施してまいります。最後に8点目は、児童生徒が主体となった取組の推進でございます。本市では、平成28年度から、全中学校の代表生徒が一堂に会し、いじめ問題について協議等を行う「生活・学習Actサミット」を開催し、協議したことを、代表生徒が自校に持ち帰り、いじめ撲滅集会など、自校での取組の充実を生かしているところでございます。今年度も、サミットの開催や、各学校のいじめ防止の取組をウェブ上で交流する「児童会・生徒会チャンネル」の開設など、児童生徒が主体となった取組を一層推進してまいりたいと考えております。

市 長 ただいま、辻並学校教育部次長から、「(仮称)いじめ防止条例」の制定について、資料2並びに参考資料に基づき、説明がございました。また、眞田学校教育部次長からは、令和4年度におけるいじめ対策の強化について、資料3に基づいて御説明がございました。委員の皆様から、この件に関しまして御発言などあれば、よろしく願いいたします。

近 藤 委 員 いじめをしない、させない、起こさないという子どもたちを取り巻く環

境をつくる意識を高めるために、地域社会全体への働きかけが必要だと思っております。そのためには、「(仮称)いじめ防止条例」制定の過程で、PTA、保護者、地域などの数多くの方々に、条例の趣旨をしっかりと理解していただくことが必要であり、その上で、辻並学校教育部次長からも御説明があったように、懇話会などを開き、意見を聞く取組を進めていくことになると思います。そして、制定後については、制定したから終わりではなくて、その後も継続して市民の皆様にも、重要性を啓発していくことが重要だと思っております。PTA連合会でも、この「(仮称)いじめ防止条例」について、とても関心が高くなっておりまして、懇話会に是非参加したいというメンバーも名乗りを上げていますので、しっかりと市民の皆様のお話を聞いて策定していくことが重要だと思っております。

滝山委員

旭川市では、いじめ防止の取組の特色である児童生徒主体による「生活・学習A c tサミット」を毎年行っています。熱心に検討され、様々な提言が行われてますが、それが一般生徒に広く理解されているかどうかの問題です。このことについて、是非、一般生徒にも理解していただけるような機会を作っていただきたいと思っております。それから、今までいじめと言えばクラス単位か、学年単位もしくは学校単位であり、今回の事例のように複数校にまたがる例もあるので、それに対しては、いじめ対策監など新しい職種を設けて、学校内だけではなく、学校外との連携がとれるような体制を創っていくことが重要だと思っております。新しくこのような制度ができることに対しては賛成したいと思います。

本田委員

本市の全ての児童生徒が安心して過ごすことができるようにするための具体となるいじめ対策の専門部署の設置及び条例の制定を通して、本市の小・中学校の共通の取組として、これから、更に強化していただきたいことがございます。それは、道徳の時間や学級の時間を通して、学級経営及び教科経営の充実、そして教育相談の充実を図ること及び子どもたちが傍観者とならない取組などです。こうしたことを強化することは非常に大事なことだと考えております。こうした取組に加え、今後、教育委員会と市長部局が一層連携を強化し、その両者が両輪となって、いじめ問題の取組について、充実が図られるよう、担当部局同士の協議をしっかりと進めていただきたいと思っております。

市長

ありがとうございます。ただいま滝山委員、近藤委員、さらには、本田職務代理者からの御意見がございましたが、これらを踏まえて、何か学校教育部から御発言ございますでしょうか。

学校教育部長

まず、「(仮称)いじめ防止条例」の制定につきましては先ほど、スケジュールや制定に向けた体制について御説明させていただきましたが、当然広くパブリックコメントを実施する、また、それぞれ関わりの深い、例えば地域やPTAといった団体の方々にも、説明する機会を設けまして、広く意見を聴取し、より良い内容にしていきたいと考えております。

そして、「生活・学習A c tサミット」の話がありましたが、先ほど申し上げたように、旭川市の特色として、これまでこうした活動をずっと続けてきたものですから、是非、児童生徒を巻き込んだ形で、条例づくりに参画をしていただいて、その子どもたちの意見というものを十分反映させていきたいと考えております。また、児童会や生徒会に留まることなく、一般の児童生徒にも広く、この考え方が伝わるように、そうした取組にもつなげていきたいと考えております。それから、今年度のいじめ防止に係る対策も御説明させていただきましたけれども、当然事業を進めている中で、教育相談の充実など、また色々と新たな考え方が当然出てくるものと思っておりますので、そうしたことは逐一、検証・検討していきたいと考えております。

市長

ありがとうございます。それでは(1)、(2)、協議事項を閉じさせていただきます。

(3) その他に入る前に、私から、ただいま報告事項として説明がありました、いじめの重大事態に係る調査の件について、そして、その後、本日の協議事項についてお話をさせていただきたいと思います。

まず、いじめの重大事態の調査について、教育委員会から、旭川市いじめ防止等対策委員会に申入れをしていただきたい事項を2点、続きまして、私から、教育委員会に対する申入れを2点お話しさせていただきたいと思います。

まずは、教育委員会から、旭川市いじめ防止等対策委員会に申入れをしていただきたい事項についてでございます。1つ目ですが、今までの旭川市いじめ防止等対策委員会の取組は、御遺族の弁護団の会見などでも明らかになっているとおりに、決して、御遺族に寄り添ってきたとは言いがたい。これは私も同意見でございます。御遺族に寄り添い、迅速に調査を進めるとともに、所見書が今後出てきた場合は、真摯に対応させていただきたい。2点目、北海道教育委員会からの文書の主旨などを踏まえ、御遺族の聞き取りなど、しっかりと行っていただきたい。

次に、私から、教育委員会に対して、2点の要望を申し上げます。1つ目は、旭川市いじめ防止等対策委員会の最終報告が出てきた段階で、当時の学校、市教委の対応についての責任の所在の調査・検証をすること。2つ目、現在も当該中学校に当時の教頭が勤務をしている状況から、生徒、保護者の不安の解消のため、保護者から要望がある場合は、調査の状況などについて説明を行うことや、生徒が安心して通学できるよう、安全確保に向けた学校への指導・助言をお願いいたします。

最後に、本日の協議事項でございました、いじめの再発防止策についてでございます。「(仮称)いじめ防止条例」の制定や、市長部局におけるいじめ対策専門部署の設置に向けた検討が本格的にスタートいたしました。市民の皆様をはじめ、関係機関との連携・協力のもと、市長部局と教育委員会の両面から、いじめ問題に対応する「旭川モデル」を構築し、旭川市が、子どもの命と権利を守り、子どもたちが安心して生活できるまちであり続けることができるよう、庁内検討会議での議論はもとより、有識者や関係機関の皆様、保護者、児童生徒などからも広く御意見をいただきながら、条例の制定や専門部署の設置に向けた取組を着実に進めていただくようお願いいたします。

また、ここに至る中で、旭川市いじめ防止等対策委員会のメンバー選定の在り方、結論を出すまでの期限、加害者の更生、教師の働き方などの問題も明らかになってきております。課題を整理していく中で、法改正の必要性もあるのであれば、他の自治体と連携して国に訴えていくことも行っていかなければならないと考えています。この点についても検討を進めていただきたい、以上、要望させていただきます。

教育長からも御発言があれば、お願いいたします。

教 育 長

ただいま、市長から、何点か、御要望、御意見いただきました。多少順不同ですけれども、そのことも交えまして、考え方を御説明させていただきたいと思います。

はじめに重大事態の調査につきましては、教育委員会といたしましても、市長と同様に、これまでも御遺族に寄り添いながら1日も早い調査結果を取りまとめしてほしいということ望みながら取り組んできたところであり、本日、市長から、現段階ではまだ、決して、寄り添っている状況にないというような御言葉を頂きましたし、また、所見書が出た場合は真摯に対応させていただきたいということでもございました。さらに、道教委からの意向も踏まえて、御遺族の聞き取りなどもしっかりとしてほしいというお話がありましたので、この点につきましては、旭川市いじめ防止等対策委員会に早速お伝えをして、一層、御遺族の意向に寄り添いながら、調査が円滑に進むよう、今後も引き続き、私どもも、事務局としてしっかり

対応していきたいと考えております。

また、最終報告においては、学校や教育委員会の対応も検証されることとなります。その内容を踏まえまして、当時の学校、また教育委員会の対応の責任、この点についても市長がおっしゃられたとおり、調査・検証していきたいと考えております。合わせまして、旭川市いじめ防止等対策委員会の組織の在り方、委員選任の在り方、また、調査期間も含めた運営の在り方について、このたびの調査結果を踏まえまして、この点についても検証していきたいと考えています。

続きまして、当該中学校の生徒や保護者に対する説明の機会ということでございます。現段階では最終報告がまとまった段階で、調査結果の概要や再発防止等について説明する機会を設けたいと考えておりますが、多くの保護者の方から御意見があった場合は、その内容を踏まえて、改めてまた検討する場面もあろうかと現段階では思っております。ただ、そうした機会だけではなく、現在も、参観日で保護者が集まる機会など、折に触れて、いじめの防止の取組、また重大事態の調査の状況を適宜説明するように努めております。加えて、各種相談があった場合も、丁寧に対応することを学校にもお願いをしているという状況でございます。更には、当該中学校と連携をして、生徒の安全確保についても引き続き取り組んでまいりたいと考えています。

それから、再発防止の側面ということになりますが、教育委員会としては、本日御説明したとおり、「(仮称)いじめ防止条例」の制定に向けた取組と合わせ、各種のいじめ対策に取り組むことを考えております。そうした取組と合わせまして、市長から、先ほどお話のあった、加害児童生徒の健全育成に向けた指導の在り方、更には教職員の働き方の側面ということからも、検討を加えながら、より一層、いじめ対策の強化に取り組んでいきたいと考えております。更には、これから調査研究ということになりますが、他都市との連携や関係法令に係る取組に加え、寝屋川市及び岐阜市の事例を、特に参考にしながら、市長部局と連携をして、いじめ再発防止に向けた「旭川モデル」の構築の一翼を担えるように、教育委員会としても取り組んでいきたいと考えております。

いずれにしても、児童生徒をより一層安全な環境の中で、しっかりと学習に取り組めるような学習環境の実現、そうしたものを目指して、市長部局と一緒に取組を進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

市

長

ありがとうございます。

協議事項、最後(3)その他となりますが、全体を通して、御意見等はありませんでしょうか。

ないようでございますので、それでは、以上をもちまして、令和4年度第1回旭川市総合教育会議を閉会いたします。本日はありがとうございました。

《 閉 会 》